

「おふでさき」3号②《15～47》

15(月様、日様). 28(三年貸す). 41(神のかしもの). 47(人たすけたらわがみたすかる)

三号冒頭の部分について『おふでさきを学習する』は、27のおうたの後に簡単に触れています。これは『おふでさき通訳』(芹沢茂)の説明を踏まえたもので、教祖と側の者たちとの間に相違があったというものです。これも深読みすれば、神道説教を排除せよとの思いが門屋建築に変わってしまったことを暗示しているとも取れます。

この号の最初に「たちもの」の話題を出されるが、これも屋敷の「そふぢ」にかかわったお話である。この普請について、親神が意図される」ところと、当時の人々の思いとの間には、相違があったのであろう。それを水に譬えての例として挙げられた、と思われる。とくに神の話を取り次ぐ場所と、住まいする所との区別が問題であったようである。3のおうたで、神の(話)一条になれば、せかいの心が勇むといわれていることからすると、それは神の話の取り次ぎ場所にかかわっての問題であると考えられるからである。(『おふでさきを学習する』P139. 安井幹夫)

15～27

泥海古記の話と解釈しない安井説

15～18は神の自己紹介といった内容で、人間を生み出した元の神が、これまで誰もしてこなかったたすけ一条を教えるとあります。

次の19～27は、一言で云ってしまえば、嘘と思わずに神の話を聞きなさい、ということです。

初めの15～18の部分は、通例「おふでさき」に最初に現れる「元初まりの話」として解説されます。それは「おふでさき」に4例ある「どろうみ」が最初に出て来るところで当然と言えます。しかし、『おふでさきを学習する』はその点に触れず解釈しています。それはなぜなのか、まず安井説を紹介したいと思います。

三号

- 15. このよふのにんけんはじめもとの神 たれもしりたるものハあるまい
- 16. どろうみのなかよりしゆごふをしへかけ それがたん／＼さかんなるぞや
- 17. このたびはたすけ一ぢよをしゑるも これもない事はしめかけるで
- 18. いまゝでにない事はじめかけるのわ もとこしらゑた神であるから

- 19. にち／＼に神のはなしがやま／＼と つかゑてあれどとくにとかれん
- 20. なにゝてもとかれん事ハないけれど 心すましてきくものハない
- 21. すみやかに心すましてきくならば よろづのはなしみなときゝかす
- 22. このよふのたしかためしかかけてある これにまちがないとをもゑよ
- 23. このためしすみやかみゑた事ならば いかなはなしもみなまことやで
- 24. なにもかもいかなはなしもとくほどに なにをゆうてもうそとをもうな
- 25. めへにめん神のゆう事なす事わ なにをするとも一寸にしれまい
- 26. はや／＼とみへるはなしであるほどに これがたしかなしよこなるぞや
- 27. これをみてなにをきいてもたのしめよ いかなはなしもみなこのどふり

下の文でまず気になるところは、14と15を続けている点です。後で説明しますが、14と15の間には明確な区切りがあって、普通は続きません。なぜ続けたのかというと、14にある「さとり」「しよこだめし」という言葉を使って15から27を解釈しているからで、なぜそうしたのかというと、9から11にある水に譬えての話から、「どろみず＝濁り水」とし、「泥海＝元初まり」的解釈を避けたのだらうと思います。なぜ避けたのか、ということの中に、天理教学の大きな問題が潜んでいます。

このはなしさとりばかりであるほどに これさとりたらしよこだめしや 三 14

このよふのになけんはじめもとの神 たれもしりたるものハあるまい 三 15

どろうみのなかよりしゅごふをしへかけ それがたんくさかんなるぞや 三 16

と記されるのは、このことである。水に譬えて話をされたのであるが、あからさまに人間の心は濁り水のようにであるとはいわれずに、水の譬で心のあり方を悟るように、といわれた。しかもそうしたことを話しているのは、人間を創めかけた元の神である。ならばこそ、その守護によって今日の間がある、と。／ さらに、この点を17～27で念をおされた。

このたびはたすけ一ぢよをしゑるも これもない事はしめかけるで 三 17

すなわち、いまおやさまが世界たすけにかかっておられるのも、これも、人間を創めかけた時と同じく、いままでにないことを始めかけているのである。そうしたことをするのは、人間、世界の元を拵えた神であるならばこそなのである（18）。

しかしながら、たすけ一条の道をつけるために、神の話をしようとしても、説くに説けないではないか。それは神の話を心澄まして（心から信じて）聞こうとする者がいないからである。心からおやさまを信じて、話を聞くなれば、たすけをすすめていく上で、どんなことでも、よろづの話を説き聞かす（19～21）のである。しかしながら、ただおやさまの話を信じよといっても、人間にとっては、なかなか難しいことに違いない。そこで「ためし」（試し）がかけてあるので、それが人間の目に見えたならば（ためしが実現したなら、それが証拠となるので）、神の話が誠である、真実であるということが分かるであろうから、

なにもかもいかなはなしもとくほどに なにをゆうてもうそとをもうな 三 24

と、おやさまの話を信じて通るようにいわれたのである。

25～27は、その点を繰り返して、さらに念には念をおされたおうたである。しかも、27で「なにをきいてもたのしめよ」と仰せられている。これは神の話を聞く態度として大切な角目であろう。神のはたらきを見て、楽しみの中で神の話を聞かせていただくのである。

まず、人間がこうした心になるということが、かんろだいの建設（つとめの勤修ができるようになる）がすすめられる、何よりも基本的要件なのである。しんのはしらが入る、とは、こうした心で、つまりおやさまを信じて、おやさまの話が誠である、真実であると、そのままに通っていけば、実現してくるのである。

かくて人間の心のあり方を神一条にただしながら、親神の世界たすけ、かんろだいの建設がすすめられていく。したがって、いずれそこに「この世の治まり」がつくことになる。（『おふでさきを学習する』P137. 安井幹夫. 2016. 私家版）

15~18は、陰暦10月12日に書かれたと推定される

(15~18) 以上の四つのお歌は一つにまとまっており、‘おふでさき’の中で元初まりの話は、一番最初にここに出て来るのです。》(『おふでさき講義』P54.1973.上田嘉成.道友社)

『おふでさき講義』が「以上の四つのお歌は一つにまとまっており」と記すのは明確な根拠があります。三号の外冊には日付があつて、15の上に「十二日」とあり、19の上には「十五日」とあるからです。これによってこの四句は同じ日に連続して書かれたと思われま

す。この点については『おふでさきを学習する』も外冊に日付があることを記述しており、認識していることが分かります。ところが、同書では、14~16までをひとくくりにして説明をしています。

十二日
 志とくさこいかりいれさすなうむ
 此よさか小をさまりかつ
 此をなくさとりをかりでゐるほど小
 此よふ此小ん夢んをふめと此神
 たれをとりするを此ハあるまい
 どころみ此なかり志ゆふを志へかけ
 それがさんくさかんなるそや
 此よびいたをさ一かよを志えるを
 此をなみ子をくめかするそ
 以まきで小ない子をけめかする此わ
 志と此志と志と神でゐるか
十五日
 小ちく小神此をなくかやまくと
 つかえてあれどと小とかれん
 な小して志とかれんすハないすれど
 心をまきして志を此ハない

「外冊『おふでさき』の研究二」『復元23号』P62

二十 十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三

凡例 / 一、正冊と外冊との用字を対照してみるに、多少の相違が認められる。この用字、乃至は假名遣ひは、時には真偽を正す鍵ともなると思はれるものであるが、かゝる考察は後段に譲り、此處では、一重に比較する事にとゞめる、/ 二、用字の正確を期するために、記念版おふでさきの版を借用して正冊を臺とし、その向つて右側又は左側に朱筆を加へて外冊の文字を表した。つまり、外冊は朱文字の個所だけ、正冊と用字を異にしてゐるのである。(「外冊『おふでさき』の研究二」中山正善.『復元23号』P43)

外冊によると(外冊については後述)、この第三号の最初には、第十二号のように、おうたの右肩に日付が付されている。それをみていくと(『復元』23号所載)、十月三日 5~6 / 十日 7~14 / 十二日 15~18 / 十五日 19~27 / 十六日 28~41 / 十八日 42~47 / となっている。十八日の分は、はっきりとしないが47までのおうたしか記されていないので、一応47までとした。(『おふでさきを学習する』P140)

「註釈」は「月日二柱の親神様」とする
1神か2神か一両論併記する『天理教教典』

16について「註釈」は「泥海中に於て月日二柱の親神様」と記していません。これは昭和3年版でも現行版でも同じです。これは親神2神論です。ところで、『天理教教典』は第一章で「我は元の神・実の神である」と云っているので1神論であり、第三章では「月日親神であつて、月様を、くにとこたちのみこと 日様を、をもたりのみことと称える」と2神論で、第四章は1神論で、「くにとこたち、おもたり」も十全の守護の中の一つの神名として天理王命の中に取り込まれています。『天理教教典』を厳密に読むと、神の定義が一定していないのです。

第一章 おやさま / 「我は元の神・実の神である。この屋敷にいんねんあり。このたび、世界一れつをたすけるために天降つた。みきを神のやしるに貰い受けたい。」 / とは、親神天理王命が、教祖中山みきの口を通して仰せになつた最初の言葉である。（『天理教教典』P3）

第三章 元の理 / この世の元の神・実の神は、月日親神であつて、月様を、くにとこたちのみこと 日様を、をもたりのみことと称える。あとなるは皆、雛型であり、道具である。更に申せば、親神は、深い思召の上から、その十全の守護を解りやすく詳しく示し、その夫々に神名をつけられたのである。（『天理教教典』P30）

第四章 天理王命 / その守護の理は、これに、神名を配して、説きわけられている。

くにとこたちのみこと 人間身の内の眼うるおい、世界では水の守護の理 / もたりのみこと 人間身の内のぬくみ、世界では火の守護の理。

くにさづちのみこと 人間身の内の女一の道具、皮つなぎ、世界では万つなぎの守護の理。月よみのみこと 人間身の内の男一の道具、骨つっぱり、世界では万つぱりの守護の理。

くもよみのみこと 人間身の内の飲み食い出入り、世界では水気上げ下げの守護の理。かしこねのみこと 人間身の内の息吹き分け、世界では風の守護の理。

たいしよく天のみこと 出産の時、親と子の胎縁を切り、出直の時、息を引きとる世話、世界では切ること一切の守護の理。

をふとのべのみこと 出産の時、親の胎内から子を引き出す世話、世界では引き出し一切の守護の理。

いざなぎのみこと 男雛型・種の理。 いざなみのみこと 女雛型・苗代の理。

即ち、親神天理王命の、この十全の守護によつて、人間をはじめとし、万物は、皆、その生成を遂げている。 P38

【現行版註釈】

一六、註 人間創造の当初、泥海中に於て月日二柱の親神様が、道具衆を引き寄せて人間創造並びに生成の守護をお始めになってから、その靈妙なお働きによつて遂に現在のような人間にまで発達したのである。（第六号29-51参照）

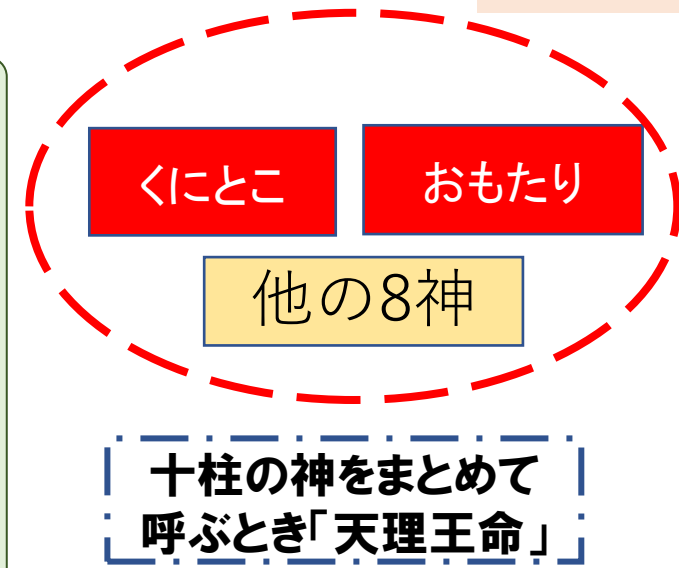
【昭和3年版註釈】

一六、註 人間創造の当初、どろうみ中に於て月日二柱の親神様が、道具衆たる神様を引き寄せ、それ／＼の守護を受け持たせて来られたが、その靈妙なお働きによつて、遂に現在のような人間に迄発達したのである。（第六号31-51参照）

2+8神説では、「天理王命」という固有の神は存在しない！？

2018年に天理教青年会本部から出版された『おやさまの教え－用語解説』という本では2+8神説が採用されています。天理教の本を読むと、「神名」というのがよく出てきます。これには二つの意味があって、一つは守護の理の名前として「神名」を付けたというもので、この用法ではあくまで守護の理であって神様ではありません。「天理王命」という神様が別にいるのです。これが1神説です。

それに対して「神様の名前」としての「神名」があります。下の引用文にも「十柱の神名」という言葉が出てきますが、その先に「二柱が真実の神様」とか「月日二柱を真実の神として、その道具となって神名を授けられた八柱も含めた全体を、親神天理王命」という表現があって、これは明確に「神様」を表しています。こちらが2+8神説です。図にすると右のような感じでしょうか。厳密に言えば、「天理王命」という固有の神様はいないということになります。2+8神をまとめて呼ぶときの名前が「天理王命」なのです。



この親神様の元初まり以来の御恩、また日々身の内に入り込んでお守りくださるかりものの御守護に日々感謝し、お礼申し上げることが、この道の信仰の基本です。

この親神様の御守護、すなわち身の内に入り込んでの御守護とともに、この世の天地となって我々をお見守りくださり、お育てくださる御守護を、詳しく具体的に、十柱の神名をもってお教えくださっています。それは、

くにとこたちのみこと / をもたりのみこと / くにさづちのみこと / 月よみのみこと / くもよみのみこと
 かしこねのみこと / たいしよく天のみこと / をふとのべのみこと / いざなぎのみこと / いざなみのみこと
 と申し上げますが、この中で最初のくにとこたちのみこと、をもたりのみことの二柱は、泥海の中に最初からおられた神様です。この二柱が真実の神様です。その御守護は、くにとこたちのみこと様が、人間身の内の眼、身体中のうるおい、世界では水の御守護の理。をもたりのみこと様が、人間身の内のぬくみ、世界では火の御守護の理です。

この火と水の御守護が、人間をはじめ、この世の万物の根源にある御守護で、この火と水の御守護を頂いて初めて、他の八つの道具衆の御守護があるのです。言い換えると、くにとこたちのみこと、をもたりのみこと、すなわち月日様の思召に沿いつつ、それぞれの道具衆が一手一つに心を揃えて働いてくれたればこそ、人間はこの地上に生まれ、今も生かされているのです。この月日二柱を真実の神として、その道具となって神名を授けられた八柱も含めた全体を、親神天理王命と申し上げます。（『おやさまの教え－用語解説』P10. 上田嘉世. 天理教青年会. 2018）

月様、日様が説かれる「こふき本」

傳えられる話によりますと、教祖から“こふきを作れ”とのお話を頂いて、山澤良助さんが筆を執ってお目にかけて。しかし、教祖はそれでよいとは仰せられなかった、と申されていますが、…(『こふきの研究』P7)

明治14年から20年にかけて書かれた「こふき本」は、『こふきの研究』にその主なものが掲載されています。それを見ると、月様、日様の2神論が説かれています。また、明治14年に書かれた「おふでさき」十六号には、《3. このもとハかぐらりよにんつとめハな これがしんぢつこのよはしまり》、《12. しかときけこのもとなるとゆうのハな くにとこたちにをもちたりさまや》があり、「現行版註釈」は、3に「かぐら兩人であらわされている月日兩神こそは、人間創造の源の親神である」とし、12には「…親神は、くにとこたちのみこととをもちたりのみことである」と説明しています。

しかし、この説明では、『天理教教典』「第四章 天理王命」の「その守護の理は、これに、神名を配して、説きわけられている」と矛盾してしまいます。

ちなみに、『おふでさき講義』(上田嘉成.1973)、『おふでさき通訳』(芹沢茂.1981)、『おふでさき通解』(上田嘉太郎、2017)は三号16の解説で「月様、日様」には触れていません。『註釈』には「月日二柱の親神様」とあるのにそれに触れないのは天理教の「神観」そのものに関わる問題だからでしょう。

『おふでさきを学習する』がここを「元初まり」の話と解釈しないのも、同様の問題意識からとみるのは、考えすぎでしょうか。

十六年本(榊井本・五)内容
 此のよふわ、もと人げんもせかいもなく、どろのうみばかり。そのなかに、
 神とゆうわ、月日りにん(居たばかり。此月様と云わ(補・梶本本22)くにと
 こたちのみこととゆうふ神なり。日様わおもちりのみこととゆう神なり。そ
 のなかより、月様がさきにいてた。くにとこをみさづめて、日様ゑおだんじ
 なされ候にわ、

亦、此無世界、無人間ヲ元初クダサル催ト云ハ、ドロ海中ニ月日バカリデ、
 月様ハ國トコロミ定テ、日様ニダンジンナサルハ、人間ヲコシラエル催ヲクダ
 サル。

説話體十四年本(喜多本・四二)内容
 此世界人間創
 このせかいにんげんはしめたハ、九億九萬九千九百九十九年いぜんに、ど
 ろうみのなかより月日りにんみさづめつけて、たねなわしろヲこしらへ、
 ほかなるどうぐみなよせて、それに月日いりこみ、だんくしゆごして、こ
 のやしきにて、九億九萬九千九百九十九人を三日三よさにやどしこみ、三年

和歌體十四年本(山澤本・三七)内容
 1、このよふハほんもとなるハどろのうみもとなるかみハ月日さまなり
 2、それよりも月さまさきゑくにとこをみさづめつけて日さまにだんじ
 3、それゆへにくにとこたちのみことさまこのかみさまハもとのをやなり

これ迄には神名が出て来たとしても、それは、例えば、或る時には“いざなぎといざなみいとをひきよせて（六31）”と又或る時には“くもよみとかしこねへとをふとのべ（六38）”といった具合に全部呼び捨てであった。所が第十六号で初めて出て来た月日両神の場合にのみは、敬語をもって表わされている。十柱の神の神名を平等に解釈する時には、これは先ず異例であると申さねばならないのだが、果してこれをどのように悟ればよいのか、これは一つの解釈論として問題となると思う。勿論元なる両神と道具衆との差が先ず考えられる訳であるが、ここで引き合いにもってきたいのは、所謂こふき話といっているものの山沢良助さんの筆になる十四年本の中にも、色々と神名が出てくるのであるが、この場合には皆敬称がくつついている。おふでききに於て唯一個所にのみ、くにとこたち、をもたりの場合にのみについていたのとは、対照的であると言わねばならない。言うなれば、教祖がお書きになったおふでききでは、神々の扱い方に差があって、他の側な者が記した時には、一様な扱いをもって書いてあるという事が言えるのではないか。第十六号の12、13の御歌は教祖以外の人の筆かという、そういう仮定は全く根拠も発見出来ない。してみると、教祖の書かれたものと側な者の書き物との間には、この例をもってしてもこれだけの差があるのであって“おふできき”の絶対性というものを、私共は重要視するべきだという解釈にもつながってくると思う。と同時に、先程申したように、教祖は何故に十柱の神名に二通りの扱いをなさったのだろうかという事が問題となってくるのである。

この点について、現在の私の悟りから申すならば、これはおふできき各号を通じて喧しく言っておられるように、ほんもとなるというものは月日だけであって、あとなるはみな道具である。つまり親神様に該当する神名と道具衆に該当する神名との間に、「さま」がつくのとつかないのとの差が現われてきたと見なければいけない。（『おふできき概説』中山正善著1965.P106〈この引用部分の講義は1936年〉）

二代真柱（中山正善氏）は講義の中で、クニトコタチとオモタリ様が厳然として一番尊いと言って、その影響を皆が受けてしまっていますが、クニトコタチとオモタリが尊くて他の神々はその道具衆などというからわけがわからなくなってしまうのです。

おふでききの中の神楽兩人というのは、つとめ人衆のことです。つとめ人衆が世界を始め掛けるというわけです。教祖は、つとめ人衆の働きの調和を神楽兩人とたとえたのです。／ 神楽兩人というのは、おふできき十六号では「くにとこたち」と呼ばれた「すいき」役の人と「おもたり」と呼ばれた「ぬくみ」役の人です。そして、十七号（6, 7のおうた）では「いざなぎ」と呼ばれる「種」役の人と「いざなみ」と呼ばれる「苗代」役の人です。温度調節の調和も、男性性と女性性の調和も共に「このもと」なのです。

つなぎとつぱりの調和で形を安定させることも「このもと」であり、飲み食い出入りと引き伸ばしの調和も、代謝作用という、生きている人間の生活現象の「このもと」なのです。／ 知恵を象徴する「息吹き分け」役の人と、分裂、独立を象徴する「切る」役の人も神楽兩人であり、「このもと」なのです。／ かぐらつとめは五対の神楽兩人によって一つの生命体の働きを表わしています。／ 実際にはかんろだいを囲んで、それぞれ異なった場所ですつとめています、どんなに小さな生命体にもこの全ての働きが備わっているのです。／ 教祖は調和の働きを分かりやすく二つづつに別けて説いたのであって、本来は一つの働きのなのです。／ 生命発生のためには全てが整わなければならないのです。（『ほんあづま』304号.P17.八島英雄.1994）

28～33「夜泣きをするのは誰か」

この部分について、「註釈」(昭和3年、12年、現行版とも)はまったく触れていません。それもあってか、この部分の具体的な史実が分からないために、解釈は「おふでさき」の言葉をそのまま説明する形になります。たとえば『おふでさき通解』です。

それに対して『おふでさきを学習する』は、「夜泣き」に注目しています。これは「おさしづ」の中に「ふでさきにも知らしてある」と書かれている部分に「夜泣き」の事例があるからです。これは『おふでさき通訳』(P74)にも「29 よなき一夜泣き。夜むずかかって泣くこと。→おさしづ22.5.7」とあります。

この「夜泣き」に注目してさらに深く検討した論考に「天理教信仰の基底」(澤井勇一『天理教学研究41』P8.2005)があります。これは、「おさしづ」の夜泣きの全事例のほか、教祖存命中、慶応3年の記録である『御神前名記帳』に書かれた夜泣きの事例を検討し、「親の立場において、子どもに現れてくる事情をどのように捉えるか」という問いに対して、『子の夜泣き』についてのさとしがあるということができると結論しています。

「親の立場において、子どもに現れてくる事情をどのように捉えるか」を考えると、具体的な親と子の関係が問題になります。では、この29にある「夜泣き」はどこの誰のことでしょうか。

三号

28. 人のものかりたるならばりかいるで はやくへんさいれゑをゆうなり
29. 子のよなきをもふ心ハちがうでな こがなくでな神のくときや
30. はや／＼と神がしらしてやるほどに いかな事でもしかときゝわけ
31. をや／＼の心ちがいのないよふに はやくしやんをするがよいぞや
32. しんぢつに人をたすける心なら 神のくときハなにもないぞや
33. めへ／＼にいまさいよくばよき事と をもふ心ハみなちがうでな

三 28 / この「り」というのは利息の利でしょうか。お礼の印ということでしょうね。人のものを借りた時には何かお礼をしなければならない。「はやくへんさい」早く返すとともに、感謝の意を表すようにせよ。

三 29 / 「よなき」というのは子供が、幼児が夜激しく泣くことです。子供が夜激しく泣くのを、困ったものだ、と思うような心でいては、とんでもない思い違いだ。子が泣いているのではない。親神が口説いているのである。
(『おふでさき通解』P70. 上田嘉太郎. 2017. 道友社)

この話の糸口としての子の夜泣きについては、おさしづにおいて、おふでさきとのかかわりに言及されながら述べられている。

さあ／＼夜泣き、子が泣く、どんな事情も諭してある。よう聞け。何にも彼も神口説き、皆ふでさきにも知らしてある。読んで分らん。どんなであろう。夜泣きする、夜泣きする。どういう事を口説く。一日の日雨降る、風吹く、春の日はのどか。一年中はどんな日もある。何であったな。一時なる思うなら、どういうものであろう。見えようまい、分かるまい。よう聞き分け。(明治22.5.7 梶本松治郎二女ミチ夜泣き障りに付伺)

子どもの夜泣きを通して、親神は何を口説こうとされているのであろうか。その口説きの内容については、ここでは非常に漠然としたお話しかなさっていない。つまり、雨の降る日もあれば、風の吹く日もある。また、のどかな春の日もある、との仰せである。(『おふでさきを学習する』P143)

「天理教信仰の基底」(澤井勇一『天理教学研究41』P8.2005)にある「夜泣き」事例

「おさしづ」において、子の夜泣きについて伺われている。それは、次のとおりである。

明治22年5月7日 永尾よしゑ頭痛、たつゑ夜泣きするに付、併せて願／ 明治22年5月7日 梶本松治郎二女ミチ夜泣き障りに付伺

明治23年2月16日 増野正兵衛食物を上げ、右の足のきびす痛み、道興夜々泣き、乳を戻すに付伺

明治23年2月28日 増野いと産後下りもの及道興夜々泣くに付伺

明治23年3月21日 増野正兵衛小人道興夜々泣き、又乳を戻すに付伺／明治23年6月18日 増野道興夜泣き、又昼も機嫌悪しくに付伺

明治24年4月20日 山洋為造声がかすりて身上障りに付事情願 (本文に「子の夜泣き」とある)

明治28年10月31日 増野いと居所障り日々一時に痛みては下り、小人おとも口中怪我して熱差し、夜々泣きて困るに付願(「天理教信仰の基底」P7)

「おふでさき」の第三号の「子の夜泣き」についてのお歌の注釈に、どこの誰が、子の夜泣きで困って教祖のところへやってきたときのお歌である、というような史実は伝えられていない。しかし、この「おふでさき」の執筆される以前に、『御神前名記帳』という書き物が残されている。それには慶応三年四月五日から五月一〇日にかけて、教祖のもとへお願いにやってきた人のお願いの筋、住所、名前、年令が書かれている。毎日、だいたい五〇名以上の人が教祖のもとにお願いにやってきた記録である。その中に、「夜泣き」についてお願いにきた人がある。

4月20日 小林(※現大和郡山市小林か) 喜多良子 夜なき たか 五才

4月28日 但馬(※現三宅町但馬(たじま)か) 長四良内 さんご前より横腹イタミ きさ 三十一 同 小児 夜鳴

5月9日 一枝(※現大和郡山市櫟枝町か) 嘉右衛門娘 毎夜なき とみの 四才

と、この三つのケースが記されている。このことは、教祖がすでに子の夜泣きで困って尋ねて来た人に対応されていたということである。その子の夜泣きについての伺いの中身を、もう少し具体的にということで、「明治22年5月7日(陰暦4月8日)梶本松治郎二女ミチ夜泣き障りに付伺」という「おさしづ」を挙げたのである。この夜泣きは、「おふでさき」の執筆後の事例である。「おふでさき」の筆が置かれて以後の伺いであるが、この伺いをおして「子の夜泣き」というのは、どのようなものであるのかということを理解することができる。

お母さんは、毎晩、赤ちゃんに泣かれると困ってしまう。どうしてよいかわからなくなる。それも、夫婦の仲がうまくいっていると問題はない。しかし赤ちゃんの父親が母親に、赤ちゃんを泣かさないうにと、ひとこと文句を言う。こうなると、泣かれる母親の立場になるとたまらない。赤ちゃんにできるかぎりのことは全部しているのに泣かれる。親にとっては、子どもに夜泣きされるのは切ない。子どもに現れる事情にはいろいろあるが、親の立場において、子どもに現れてくる事情をどのように捉えるかという問いに対して、「子の夜泣き」についてのさとしがあるということが出来る。この「子の夜泣き」のさとしは、いろいろな子どもの事情を指して言われていると理解することができる。(「天理教信仰の基底」P8)

「夜泣き」の対象は誰か

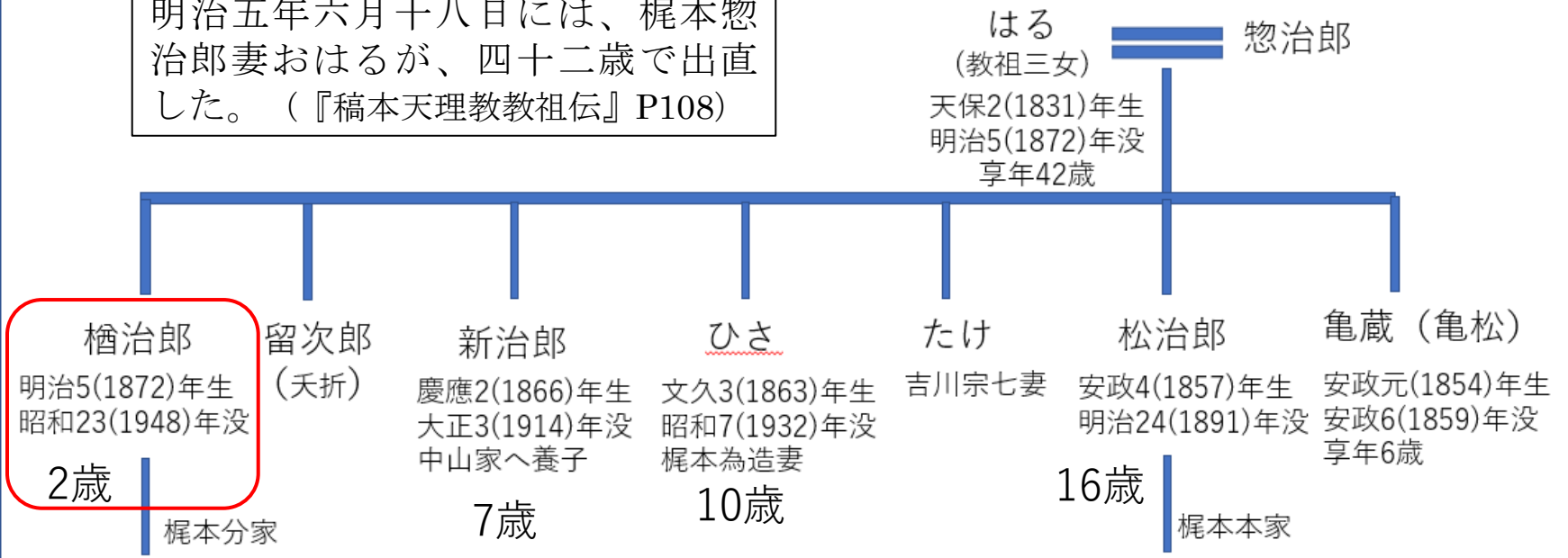
小寒様御逝去 / 明治八年九月廿七日、若き神さんと呼び奉りたる小寒様、御死去被遊。是より前、明治五年姉春子様、赤児をのこしてみまかりし故、その赤児を養育する為に、来てくれとの頼みにより、御教祖様、御許しあらざるに、小寒様は無理にもゆきたいと被仰、教祖様の御止めに成るを聞かざりしかば、仰せらるゝには、 / 『夫では三年だけやで、三年の後には、赤ききものをきて、上段の間へ坐つて、人に拝まれる様になるのやで』 / と御咄しあり。 / 其時は、何のさとりもなく、もしも、そんな事になる様やつたら、どうぞ止めて下されや。わしや、そんな事かなわぬさかいに、とある人々にたのみたりしと。然るに、梶本様へ行きて、のちぞひ同様にくらしけるより、遂に神様の思召にそむき、よぎなくみまかるに立至り、はしなくも人に拝まるゝ様になるとの仰せに帰したり。（『正文遺韻』昭和12年版P120.『改訂正文遺韻』復刻版P109）

明治6年の末に、教祖の周辺で「夜泣き」するような子供は誰でしょうか。教祖の三女おはるが明治5年6月に子供を産んですぐに亡くなります。その時の子が檜治郎で満一歳半になっています。この檜治郎の他に教祖の周辺で夜泣きするような年齢の子供はいません。ではおはるが亡くなった後この子を育てていたのは誰でしょうか。

それは小寒です。梶本や周りの人々の頼みで、教祖が止めるにもかかわらず、小寒は梶本へ行き、「のちぞひ同様にくらし」すことになります。その時、教祖は「『三年の間貸す』と仰せになつ」（「小寒子略伝」）たと伝えられています。ここから三号28の「人のものかりたるならば」が出て来るのです。

明治5年に梶本へ行った小寒は、足掛けで、明治7年に入ると3年目になります。それゆえ30で「はや／＼と神がしらしてやる」ことになります。31の「おや／＼」とは惣治郎と小寒のことでしょう。32「人をたすける心」とはおやしきに戻ることを云われたのでしょうか。33「いまさいよくばよき事」とは、檜治郎を育てることで、そのために「たすける心」を忘れてしまうような「心ハみなちがう」のです。

明治五年六月十八日には、梶本惣治郎妻おはるが、四十二歳で出直した。（『稿本天理教教祖伝』P108）



帰幽

御教祖の三女にして櫛本村の梶本家へ嫁せられた春子殿が、明治四年（※実際は五年）三人の子を残して、遂に帰らぬ旅に赴かれた。其の翌朝御教祖は、一人梶本家へ行き給うた。／ 小寒殿が姉春子殿の死を、深く痛み給うたのは當然であるが、それにも増して姉の遺子が、行く末如何になり行くやと、同情の涙に暮れ給うた。其の時梶本家からは、小寒殿を後妻として迎へたき旨申し込まれた。

其の頃中山家では秀司殿の内室松枝殿が、一家の主婦として万事処理してをられた。従前主婦の地位にあつた小寒殿は、最早中山家としては隠居同様の身である。唯御教祖に奉仕して、其の世話をせらるゝのみが、為すべき凡てであつた。／ 梶本家からの申込に對して、御教祖は『小寒は此の屋敷から出るのやない出すのやない』と仰せられて、極力反對し給うたのである。然し小寒殿の心は右の様な事情から次第に梶本家へ傾いて行つた。御教祖は、最早小寒殿の心を引留むる術なしと観て、這に『三年の間貸す』と仰せになって、梶本家へ遣られたのである。／ 梶本家に於ける小寒様は、神棚に向つて時々扇の伺をなされたり、山伏等の質問に答へられたり、時には神懸もあつたとの事であり、其の時の扇は今尚梶本家に保存せられてゐる。三年の月日は夢の如く過ぎた。御教祖は一日も早く小寒殿の帰られるのを待たせ給うた。けれども**既に妊娠してをられた小寒殿は、中山家へ帰るのを好まれず、況(ま)して梶本家では帰す心は更に無かつた**のである。／ 其所に神意と人意との大きい矛盾がある。見許し聞逃してをられた神様も、遂に心得違を諭されるべき時が来た。小寒殿は明治八年六月末に至つて、流産せられてから病床に親しむ身となられた。／ 病気になつては人力で如何ともする術が無い。小寒殿は遂にお地場へ歸つて来られたのである。其の頃御教祖は御筆先に於て『月日より社となるを二人とも、別間隔てて置いてもろたら』と仰せになつたのである。然しこれは遂に実現せず終つた。／ 斯く小寒殿は再び御地場の人となられたのであるが、其の心は元の小寒殿ではなかつた。御筆先に於ても『病気ではない心違ひや』『月日受合うてしかと助ける』とも『三日目には外へ出るやう』と、種々様々にお諭しがあつたけれども、小寒殿の心は再び取直すことはできなかつた。

同年九月奈良縣廳より取調べの筋があるから、秀司殿同道出頭せよとの命があつた。御教祖は秀司殿の代理辻氏と共に罷り出られたところが『妄りに衆庶を参拝せしめ人を惑すは不都合である』と云ふ理由で、御教祖は三日間辻氏は五日間拘禁せられた。其の御教祖の留守中、即ち九月二十七日、小寒殿は遂に永久の眠りに入られた。三十九年の生涯の長き間、殆ど御教祖の御側を去らず、奉仕の生活を送られたのに、その死に臨んで母の面影にも接せず、冷たき留置所の母上を慕うて、帰霊せらるゝ時の心は、如何に残念なものであつたらう。／ 翌日御教祖が御帰宅になつて、既に冷たい小寒殿の額を撫でて『長らくの間よく仕へて呉れた、死んでも何處へも行くのやない、蟬の抜殻も同じこと、魂は此の屋敷に留まつてゐるのや、又早く歸つてお呉れ』と仰せられた。そして厚く葬儀を営んで善福寺へ葬り給うた。（「小寒子略伝」『増野鼓雪全集22』P23. 1928, 29年）

一 小寒はおはるの後添として梶本へ行った
「月日ゆハれる事をそむいた」と記す十一号

小寒がおはるの後添として梶本家へ行った結果は、「おふでさき」十一号の25から40に書かれています。「三年の間貸す」と言われた教祖の言葉を守らなかった小寒は、その後、惣治郎の子を宿し、流産し、それが元で亡くなります。

『おふでさき通解』は、「三年」目が明治8年としていますが、教祖は年を数えるときには、足掛けを用いているので、明治7年でしょう。また、小寒が梶本へ行ったのは子供の「お世話に行かれる」としてはいますが、妊娠し、さらにその死後に惣治郎が小寒に「贈五重(死後の五重相伝)」をしていることから、後妻として受け入れられたと思われます。

「数え」で年数を数える教祖

「おふでさき」十五号に「11. いまゝでも四十三ねんいせんから をやがあらハれはじめかけたで」というおうたがあります。この「四十三ねん」は立教の天保9(1838)年から十五号が書かれた明治13(1880)年までの間を示しており、最初の1838年を含めて数える「足掛け一数え」で、「満」ではありません。

十一号

25. このたびのなやみているをやまいやと をもっているのハこれハちがうで
26. こればかりやまいなぞとハをもうなよ 月日ぢうよふしらしたいゆへ
27. なにもかもとのよな事もしらすハ さきのをもわくあるからの事
28. このはなしどふゆう事であるならば さきのよろづハ月日ひきうけ
29. 月日よりひきうけするとゆうのもな もとのいんねんあるからの事
30. いんねんもどふゆう事であるならば にんけんはぢめもとのどふぐや
31. このものに月日よろづのしこみする それでめづらしたすけするのや
32. この事わ一寸事やとをもうなよ これハにほんのこふきなるのや
33. あれいんでこらほどなにもすきやかに たすかる事をはやくしりたら
34. それしらずどふどいなさすこのとこで よふぢよさしてをことをもたで
35. こんな事はやくしりたる事ならば せつなみもなししんバいもなし
36. にんげんハあさないものであるからに 月日ゆハれる事をそむいた
37. これからハどんな事でも月日にハ もたれつかねばならん事やで
38. どのよふな事をするにも月日にて もたれていればあふなけハない
39. このよふなけへこふなるのみちすしを しらすにいたがあとのこふくハい
40. このさきハどのよな事をゆハれても 月日ゆハれる事ハそむかん

生まれたばかりのお子さんを抱えて苦労している様子を見るに見かねて、と申しますか、こかん様がお世話に行かれる。しかし、それについては、教祖は神一条の御用に使いたいという上からお許しにならない。どうしてもということであればと、三年の猶予を下さって、世話に行くことをお認めになったと言われていますが、明治五年から言うと、明治八年、既に三年です。そうした時期のお仕込みであります。(『おふでさき通解』P378. 上田嘉太郎. 2017. 道友社)

昭和3年版「註釈」には、小寒の妊娠と流産が書かれていた

昭和3年版の「註釈」では、「明治八年、小寒女は梶本家に在って身重となられ間もなく流産された」と明記していますが、12年版では「明治八年六月より小寒様は重く身上にお手入れを受けられ」とその妊娠を消してしまい、それが現行版に引き継がれています。『稿本教祖伝』のような書き方だけでは、当時の状況は分かりません。

なぜ「妊娠→流産」を削除したのか、明治8年に妊娠していたのでは、明治8年2月に執筆された七号の72「なわたまへはやくみたいとをもうなら 月日をしへるて 兎をしいかり」との関連を疑われる、と考えたのでしょうか。

魂のいんねんにより、親神は、こかんを、いつ／＼迄も元のやしきに置いて、神一条の任に就かせようと思召されて居た。しかし、人間の目から見れば、一人の女性である。人々が、縁付くようにと勧めたのも、無理はなかった。こかんは、この理と情との間に悩んだ。／ 第十一号前半から中頃に亙り、この身上の障りを台として、人間思案に流れる事なく、どこ／＼迄も親神の言葉に添い切り、親神に凭れ切って通り抜けよ、と懇々と諭されて居る。（『稿本天理教教祖伝』P131）

【十一号.昭和3年版註釈】

註（二五―四〇の総註）

明治四年陰曆六月十七日、櫛本村に於ける梶本惣次郎氏の妻女春子女（御教祖の第三女）が逝去されたが、当時、梶本家には、十五才を頭に当年生まれの五人の子供があつて、家事万端に就て種々の困難を感じていられたので、其後妻として春子女の妹たる小寒女を懇望された。然し、御教祖は神意のまゝに／＼容易に之を承諾されなかつた。と言ふのは小寒女はちばに因縁ある魂を持って居られたので、此方をおちばに留めおいて、何日までも親神様の御用をおさせになる思召だったからである。（本号28,29,30,31,32のお歌及び、69―72註参照）

然るに、尚梶本家からは再三の懇望がある上に側々の勧めもあり、且其家事の苦境に対して充分同情すべきものがあつたから、当時戸主であつた秀司先生及び本人の小寒女も遂に人情に絆されて御教祖の思召に反して梶本家に赴かれることになった。然し神意の宏遠は人意を以て計り難く、其後、明治八年、小寒女は梶本家に在って身重となられ間もなく流産されたが、産後の経過思はしからず、益々様態が悪くなったので、此処に初めて神意の厳として動かすべからざるを悟られ、遂に意を決し病を犯して御教祖の許に帰宅されたが、時恰もお屋敷の門屋新築の件に関し、御教祖が奈良監獄へ二十六日から三日間御苦勞下されたのを合図立て合いとして、その御留守中の八月二十八日、三十九才を一期として遂に御帰幽あそばされた。御教祖は其日監獄からお帰りになって之を御覧遊ばされ、暫し御愁傷の態であつたが「お前は何処へも行くのやない。蟬の抜殻も同じこと。魂は此屋敷に留まっている。また此屋敷に生れ帰って来るのやで」と、宛然（※えんぜん一さながら）生ける人に物言ふ如く微笑やかに仰せられたといふ。（第九号36―39註参照）

【昭和12年版註釈】

二十五—四十 総註

櫛本の梶本家に嫁がれて居た小寒様の実姉お春様（教祖様の第三女）が明治四年陰暦六月十七日、十五才を頭に当年生まれまで五人の子供を残して出直しせられた。幼児も有る事とて手不足勝ちで家事万端に就て困難を感じられて居たので、その後妻として小寒様を懇望されたが、教祖様は神意のまに／＼之を承諾されなかった。と言ふのは小寒様はぢばにいんねんの有るお方であったから、此の方をおぢばに留め置いて、何時迄も親神様の御用をおさせになる思召だったからである。

所が其の後も、梶本家から、たつてとの頼みがあり、側々も世間普通の人情から勧めたので、義理に迫って小寒様は梶本家へ赴かれた。然るに明治八年六月より小寒様は重く身上にお手入れを受けられ、八月には中山家へ帰って来られたが、まもなく御教祖が奈良監獄へ八月廿六日から三日間御苦勞下されたのと合図立会ってその御留守中の廿八日遂に御帰幽あそばされた。御教祖は其の日監獄からお帰りになったが、小寒様の枕辺にお座りになり、「お前は何処へも行くのやない。蟬の抜殻も同じ事、魂は此屋敷に留まって居る。また此屋敷に生れ帰って来るのやで」と、さながら生ける人に物言ふ如く仰せられたと言ふ。

【現行版註釈】

11号25—40、総註 明治五年陰暦六月十八日、櫛本の梶本家に嫁いでおられたおはる様（教祖様の第三女）が出直されたが、当時、梶本家には、十五歳を頭に当年生まれにいたるまで五人の子供があつて、手不足勝ちで家事万端に就て種々の困難を感じていられたので、その後妻としておはる様の妹たるこかん様を懇望された。しかし、教祖様は、神意のまにまにこれを承諾されなかった。というのは、こかん様はぢばにいんねんある方であつて、この方をおぢばに留め置いて、いつまでも親神様がたすけ一条の上に御用をおさせになる思召だったからである。（本号28—32及69—72註参照） / 然るに、側々の勧めもあり、且つその困つておられる有様も、見ているに忍びなかったので、当時戸主であつた秀司先生及び本人のこかん様も、遂に人情にほだされて、梶本家へ赴かれた。しかし、神意のこう遠は人意を以て計かり難く、その後、明治八年こかん様は身上に重いお手入れを受けられ、益々容態が悪くなったので、ここに初めて神意の厳として動かすべからざるを悟られ、遂に意を決し病を冒して教祖様の許へ帰宅されたが、時あたかもお屋敷の門屋新築の件に関し、教祖様が奈良監獄へ二十六日から三日間御苦勞下されたのを合図立て合ひとして、そのお留守中の陰暦八月二十八日三十九才を一期として、遂に出直された。教祖様は、その日監獄からお帰りになってこれを御覽遊ばされ、暫し御愁傷の態であつたが「お前は何処へも行くのやない。せみの技けがらも同じ事、魂はこの屋敷に留まっている。またこの屋敷に生まれ帰って来るのやで。」と、さながら生ける人に物言う如く微笑やかに仰せられたという。（第九号36—39註参照。）

中山家過去帳

文政三年六月十一日六十二歳ニテ逝ク

善兵衛父

戒名 專譽稱念禪定門

文政十一年四月八日

善兵衛母

戒名 唯譽妙念禪定尼

天保七年四月廿四日

二女常子

戒名 智玉慧辨童女

嘉永六年二月二十二日(玄米三斗)

善兵衛

生遊軒寶譽長岸榮壽居士

明治三年三月十五日

秀司長女秀子 行年十八歳

戒名 攝取軒光譽明照禪定尼

元トハ光岸明照信女贈五重ノ約定ニテ布留街道迄神葬トスルソレヨリ善福寺二十七世達譽上人取扱ヒ片鉢伴二人

一七三

明治八年九月廿七日

小寒子

一七四

戒名 光唯軒明譽顯赫信女

明治十一年四月六日

榎本梶本宗治郎ヨリ小寒へ贈五重ス

桂現善福寺住職

戒名 光唯軒明譽顯赫禪定尼

明治十一年四月六日入行(舊三月四日)

長女政子

善福寺ニテ五重相傳ス

桂現善福寺住職

戒名 寶譽貞信禪定尼

明治十二年七月十四日

秀司子

智生童子

明治十四年四月九日(教祖年譜四月十日)

秀司

徳樹軒門譽靈山秀司禪定門

明治十五年十一月十一日

松枝

神葬ニテ送り善福寺へ葬ル。墓所ニ見立テナシ焼香引導ト五重約定ニテ
寶參妙樹禪定尼

梶本惣治郎は小寒の死後、贈五重をしている

梶本惣治郎は、小寒を自分の妻として認めていたからこそ、贈五重し、手厚く葬ったということでしょうか。贈五重をしたことで小寒の戒名が変わっています。

贈五重 (おくりごじゅう)
結縁五重の際、未相伝の亡者に対して礼拝回向などを手向け、二重の『授手印』の伝巻を授けて誉号を追贈すること。
(WEB版新纂浄土宗大辞典)

『新宗教』大正五年一月号
1916.大平良平

十一号25. このたびのなやみているをやまいやと をもっているのハこれハちがうで
26. こればかりやまいなぞとハをもうなよ 月日どうよふしらしたいゆへ

十一号25、26の説明の部分に『おふでさきを学習する』と『おふでさき通解』は、「三年の間貸す」ということを記しています。これは『おふでさき講義』や『おふでさき通訳』にはなかったものです。『…学習する』は、「『註釈』等によれば」とありますが、現行の『註釈』には「教祖様は、神意のまにまにこれを承諾されなかった」とあるのみで、「三年」にはふれていません。「三年」は『正文遺韻』の「小寒様御逝去」と「小寒子略伝」にあるので「等」でそれを示したわけです。『…通解』は『…学習する』に書いてあるので、書いたということでしょうか。

『正文遺韻』の「小寒様御逝去」は、現在も道友社で販売している『正文遺韻抄』には収録されていません。『改訂正文遺韻』は10年ほど前に山名大教会から復刻版が出ましたが、読む機会に恵まれているとはいえません。「小寒子略伝」(『増野鼓雪全集』)も全集が昭和63(1988)年に復刻されたとはいえ、入手しにくいことには変わりありません。

そのような状況の中で、「三年だけ」「三年の猶予」ということが最近の出版物の書かれたということは、「おふでさき」解釈上、意義のあることと思います。

そのこかん様が身上になられた。「註釈」等によれば、明治五年六月、梶本家に嫁がれていたおはる様が出直された。その年にお生まれになった乳飲み子を含めて五人のお子さんがおられ、家事万端にわたって手不足でお困りになっていた。そこで、妹であるこかん様を後添えに懇望された。しかし、おやさまはそれを諒とされなかったが、たつての願いにより「三年だけやで」とのお言葉から、梶本家へいかれていたのである。(『おふでさきを学習する』P322. 2016)

生まれたばかりのお子さんを抱えて苦勞している様子を見るに見かねて、と申しますか、こかん様がお世話に行かれる。しかし、それについては、教祖は神一条の御用に使いたいという上からお許しにならない。どうでもということであればと、三年の猶予を下さって、世話に行くことをお認めになったと言われていますが、明治五年から言うと、明治八年、既に三年です。そうした時期のお仕込みであります。(『おふでさき通解』P378. 上田嘉太郎. 2017. 道友社)

28.から41.までのお歌はひと続きである
—小寒の事例を一般化する「かしの」—

澤井勇一氏は、外冊の日付から28から41まではひと続きであるとしています。とすれば、28から33までが、小寒が梶本へ行ったことに対して約束の3年目になる明治7年にはお屋敷に返してほしいとの思いがつづられているので、34から41もその関連であると思われる。

28では「人のものかりたるならばりかいるで はやくへんさいれゑをゆうなり」と「借りる」という表現があります。そして41には「神の貸し物」とあります。

28は「小寒を三年貸す」という具体的な内容と解釈しました。それに対して一続きの最後41では神と人間の関係というスケールの大きな内容になっています。すると、28の中にも具体的な内容を越えた意味が含まれているとも考えられます。

三号

34. てがけからいかなをふみちとふりても すゑのほそみちみゑてないから
35. にんげんハあざないものであるからに すゑのみちすじさらにわからん
36. いまの事なにもゆうでハないほどに さきのをふくはんみちがみへるで
37. いまのみちいかなみちでもなけくなよ さきのほんみちたのしゆでいよ
38. しんぢつにたすけ一ぢよの心なら なにゆハいでもしかとうけとる
39. 口さきのついしよはかりハいらんもの しんの心にまことあるなら
40. たん／＼となに事にてもこのよふわ 神のからだやしやんしてみよ
41. にんけんハみな／＼神のかしものや なんとをもふてつこているやら

この「おふでさき」第三号の二八首目から四一首目のお歌は、「おふでさき」の外冊と対照すると、一つの段落をなすお歌であることがよくわかる。「おふでさき」の外冊には、二七首目と二八首目のお歌の間に、「十六日」という著作日付があり、この四一首目のお歌の後には、「十八日」と書かれている。この「おふでさき」の著作日付は、三号の二八首目から四一首目までのお歌はひと続きの段落であることを示している。（「天理教信仰の基底」澤井勇一、『天理教学研究41』P10）

【現行版註釈—昭和3年版、同12年版もほぼ同じ】

- 34、だれでも初めから楽な道を通りたがるのは、先に苦勞の道があるのを知らないからである。
35、人間というものは、心の浅はかなものであるから、将来どんな道筋を通らねばならんか、少しも知らない。
36, 37、親神は現在の事のみを指して言うのではないから、現在通っている道すがらがどんなに苦しくても、決して不足をしたりくどいたりしてはならない。将来は必ず大道が現れて来るから、それを楽しみに喜んで通るがよい。
38、どうしても救きたいという心があるなら口に出して言わなくとも、親神の方では必ずその心を受けとって理に添うた守護をする。
40, 41、註 世の中のものは、総て親神様のおつくり下されたもので、全宇宙は親神様のお身体である。従って、人間も自分の力で出来たものではない。親神様のおつくり下されたものを親神様から貸して頂いて、この天地抱き合わせの親神様の懐である世界に、親神様のご守護によって生きているのである。

「おふでさき」から「かしもの」を思案すると、「しんぢつに人をたすける心なら」(32)とか「しんぢつにたすけ一ぢよの心なら」(38)という「たすけ」という言葉がキーワードになっていることが分かります。ところが現在の『天理教教典』では、八つに代表される「ほこり」を払うことによって神からの貸し物である身体を病まず弱らず、守護頂けると説き、さらに悪しき心遣いの積み重ねが「いんねん」になるとあります。「おふでさき」だけを読んだ印象と違うこの教理はどこから生まれたのでしょうか。

32で「しんぢつに人をたすける心なら」と述べたことをうけて、もう一度、38で「しんぢつにたすけ一ぢよの心なら」と繰り返されて、「なにゆへいでもしかとうけとる」と仰せになった。「たすけ一ぢよの心」とは、心に「まこと」があるということであり、その心にまことがあることと対比されることがらが、目先の「ついしよ」である。「ついしょう【追従】人のあとにつき従うこと。転じて、こびへつらうこと。おべっかをつかうこと」（『広辞苑』）の意である。

教理的な場面からいうならば、追従は「うそ」と並んで、親神の心にもとる心遣いといえる。いうならば、ほこりが無意識（無自覚）のうちにおける心遣いであるのに対して、追従、嘘は、ほぼ意識下での心遣いである。この両者を含んで「心違い」といわれる。（『おふでさきを学習する』P145. 安井幹夫. 2016. 私家版）

この心違いは、もとをただせば「この世は神のからだ」であるということ、「人間（の身体）は神からのかしもの」であるという（40～41）真実を知らないからである。そのことを知らないがゆえに、自分では良いように考えて、暮らしをしているつもりであっても、そこに、今さえ良ければよきことと思ひ、我さえ良ければそれでよい、というような、銘々の心違いが生まれてくる。

すなわち、たすけ一ぢよの心とは、追従の心遣いと対極的に位置する「まこと」の心である。それは同時に、この世は神のからだであり、人間身の内は神からのかりものであるという、人間存在の根源に立った思案の仕方、生き方を内実にもつ。しかも親神の世界たすけの御業に身を捧げていく心遣いである。（『おふでさきを学習する』P146）

これ（※40, 41）は、信仰の初めに、「ほこりの話」に次いで聞く教理である。この教理（神の話）は貸借のたとえで表現されている。一般には28にあったように、利も要るし、早く返済し、お礼も言わなければならない。親神は人間に、そのようなことを求められたのではなく、人をたすける心になることを求められたのである。実際にお道の飛躍的發展がみられた明治20年代には、報恩の信仰が充溢していたと言われる。もちろん今も変わりはない。（ことわるまでもなく報恩の心がたすけ一条の心であるというのではなく、親神・教祖の人間をたすけたいとの心のような心がたすけ一条の心である。）（『おふでさき通訳』P79. 芹沢茂. 1981. 道友社）18

「おふでさき」の貸物借物論と『天理教教典(現行版)』のそれとの違い

「貸物、借物」といえば、天理教の最重要な教理といえるかと思えます。「おふでさき」には、「かしの」「かりもの」の用例が、5つあって、そのうち3例が、三号に出てきます。三号以外では、

[六号120.このよふハーれつハみな月日なり にんけんハみな月日かしの]、
[十三号46.それよりもたん／＼つかうどふぐわな みな月日よりかしのなるぞ]
です。

『天理教教典』の第7章「かしの・かりもの」では、まずこの3首、
[三号 41／にんけんハみな／＼神のかしのや なんとをもふてつこているやら]
[三号126／にんけんハみな／＼神のかしのや 神のぢうよふこれをしらんか]
[三号137／めへ／＼のみのうちよりのかりものを しらずにいてハなにもわからん]

が紹介され、次におさしづから、「心一つが我がの理」が引用され、心の間違った使い方として、「ほこり」の話から、ほこりが積もった状態の「いんねん」論に移り、最後に、六号120.が引用されて締めくくられています。教典の「貸物・借物」論は、一言でいえば、「前世のいんねん論」として展開されているのです。しかし、「おふでさき」の5首を読む限りでは、いんねん論的な表現をそこに見出すことは出来ません。三号41と、三号137は、その前に、

[三号40.三号135.たん／＼となに事にてもこのよふわ／＼神のからだやしやんしてみよ]

という同じ御歌があって、人間が、この世界すべては神の体であることを知らないこと(「なんとをもふてつこているやら」・「しらずにいてハなにもわからん」)を、神の立場(かしの)、人間の立場(かりもの)からの表現で嘆いておられ、六号120. では、三号40.41、三号135.137で話されたことを一首にまとめて表現されています。また、三号126.、十三号46.では、それぞれ、前に

[三号125.高山にそだつる木もたにそこに そたつる木もみなをなじ事]
[十三号 45.高山にくらしているもたにそこに くらしているもをなしたまひい]
が、置かれ、人間に高低はないことを、教えられています。これは、
[三号121.上たるハせかいぢううをまゝにする 神のざんねんこれをしらんか]
[三号124.上たるハせかいぢううをハがまゝに をもっているのハ心ちかうで]
[六号121.せかいぢうこのしんぢつをしりたなら ごふきごふよくだすものわない]

の御歌を読ませただけで、「上」の、神の心知らない「ハがまゝ」な行いを嘆き戒めるために、「かしの」という表現がとられていると考えられます。ここで知らなければならない「神の心」とは、

[十四号 25.月日にわにんけんはじめかけたのわ よふきゆさんがみたいゆへから]
でありましょう。

この『天理教教典』と「おふでさき」原典での、「かしの、かりもの」の教理解釈の違いは、いつごろから現れたものなのかということに興味を持ち、古い教理書『世界最後の天啓教』、『天理教道しるべ』、『正文遺韻』を調べてみました。最初に、それぞれの本の説明をしておきましょう。↓

→『世界最後の天啓教(以下『天啓教』)』(奥谷文智.1915)は、30年祭の前年、大正4年、今から約90年前に出された物です。表紙に、「天理教祖三十年祭記念伝道」とあり、布教用パンフレットとして、一地方教会長の資金援助で、30万部印刷されましたが、「甘露台世界(理想世界)」の様子を書いた部分が、社会主義や無政府主義と誤解される恐れありとの本部の判断から、配布を禁じられたものです。本文12ページの小冊子です。

2冊目は、大正二(1913)年に出された『天理教道しるべ(以下『道しるべ』)』です。私の手元にあるのは、「高安大教会、高安青年団」発行になっていますが、これも著者は、奥谷文智で、いろいろな団体(教会)から、その名で出されたようです。これは、本文24ページです。

最後は、『正文遺韻(以下『遺韻』)』です。これは、明治21年からおぢばに住み、明治36年に亡くなった山名初代諸井国三郎の息子、諸井政一が教理などを書き綴ったもので、昭和12(1937)年に山名大教会から発行され、同28(1953)年に道友社から『改訂正文遺韻』が出ています。

『天啓教』では、「教理の概説」と題されたところに、ほぼ、現教典の7章と同じ内容が書かれています。≪天啓に現はれた天理教の教理とは如何なるものであるかと云ふに、教祖がつきひ(神)ありてせかいあり。せかいありてそれぞれ(万物)あり、それぞれありてみのうち(人間)ありと示されたる如く。≫ではじまり、[三号126.にんけんハみな／＼神のかしものや 神のぢうよふこれをしらんか]の引用から、「心一つが我がの理」→「悪しき心遣い」→「八つのほこり」→「前世、今世のほこり=悪因縁」→「懺悔」→「人を助ける心」という流れで、教理が展開されています。

『道しるべ』では、「かりもの」と「ほこりーいんねん」の話が、別々の章で語られています。まず、「身体は神よりの借物なり」という章で、「人間の身体は親様の肉体の一部を借り受けて天地の親様の懐ろにて親様のご守護によりて生死して居るのでありますから、我が物でもなく又我父母のものでもありません天の親様ののであります」と説き、それゆえ、「借り捨てにせぬ様心掛け報恩の道を謀り神と一致するような心と行とを持たねばならぬ」と結ばれています。次に「天理教の修行」の章で、「ほこりーいんねん」が出てきます。≪禍の種たるべき前生より積み重ね来りたるあしき心づかいは改め変えて心のほこりとなるべき心づかいは祓い清めて清浄無垢なる澄みたる水の如き心に洗い改へ人倫を明らかにし、信心修行を怠らなかつたならばやがて親様の御慈悲によりて罪深き悪因縁より救い出されて……身も心も安く神の如くなる事が出来るのであります≫。

最後は、『遺韻』(ページ数は『改訂正文遺韻』復刻版のもの)です。これは、「八埃の理(p159)」、「身上かりものゝときわけ(p173)」、「因縁(p209)」とそれぞれ別になっています。その中に、「貸し物の理」「ほこり」「いんねん」の軽重について、

≪さて、かしのゝ理、八つのほこり、いんねん、みな理を聞き分けねばなりません、ぜん申しますとほり、身上かしの、かりもの、心一つがわがの理。これ、をしへのだいでございまするゆゑに、……。この理をかんじねば、なんにもわからん。(p178)≫と書かれています。

結論的に、以上をまとめてみると、「前世のいんねん論」として展開されている現教典の「貸し物・借り物」論は、大正4年ごろには、ほぼ同様の説き方が完成していましたが、時代を遡るに連れ、「貸し物の理」「ほこり」「いんねん」の教理は別々のものとしてあり、明治36年段階では、三つの中では、「貸し物の理」が最重要であることが強調されています。ちなみに、「おふでさき」では、「貸し物の理」「ほこり」「いんねん」の教理は、まったく別なものとして語られているように思います。

現在の『天理教教典』の教理構成は、明治45(1912)年に発行された『三教会同と天理教』にその原型があります。『天啓教』はその後数年の発行でその影響を強く受け、『道しるべ』は翌年発行で『天啓教』ほど受けておらず、『遺韻』は『三教会同と天理教』発行以前に書かれていますので、その影響を全く受けていないということでしょう。

『三教会同と天理教』が記す「天理教教理」

「三教会同」は明治45(1912)年2月25

日、東京の華族会館に神道・仏教・キリスト教代表者が政府招待という形で集められ、原内務大臣他大臣官僚の出席の下、原大臣より「精神界の健全なる発達を計り社会状態の改善をなすことに関し今後諸君の尽力に俟つ所多大……御請待をなしたる次第なり」との挨拶がありました。翌26日には華族会館で三教協議会が開かれ神、仏、基それぞれの提案の後、決議が行われました。その要点は「各自其教義を発揮し、皇運を扶翼し益々国民道德の振興を図らんことを期す」というものでした。天理教からは天理教幹事松村吉太郎、梶本宗太郎などが出席しました。

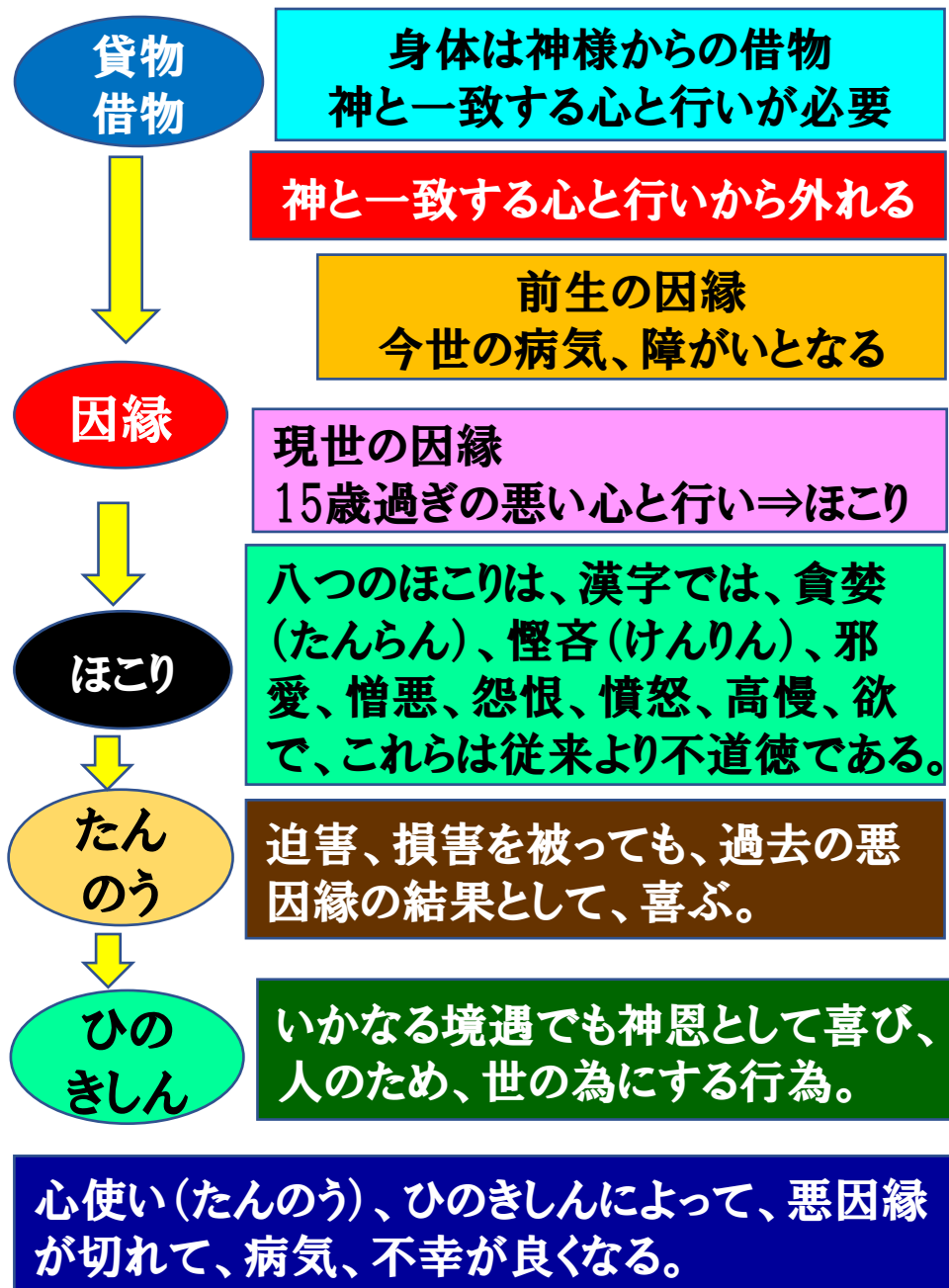
この「三教会同」を受けて、天理教では「貸物借物、前生いんねん、たんのう、ひのきしん」の教理を述べた『三教会同と天理教』が2万部発行され、これをもとにして日本中で講演会が開催されています。昭和24年に作られた『天理教教典』(若干の修正が行われているが、現在も使用)でも『三教会同と天理教』で説かれていた教理がほぼそのまま説かれています。

【三教会同】(世界大百科事典 第2版の解説) 明治政府による神道・仏教・キリスト教代表者の会同。日露戦争後の社会的矛盾の激化、富国強兵の国民的合意の風化に対し、政府は過激思想を弾圧し、家族国家観による国民教化にとりくんだ。内務次官床次(とこなみ)竹二郎は欧米視察で宗教の感化力の大きさを知り、日本の諸宗教を国民教化に協力させようとし、政府当局や宗教団体を説得し、この会同を実現した。1912年2月25日内務大臣原敬は政府関係者とともに教派神道13名、仏教諸派51名、キリスト教7名の代表者と懇談し、国民道德振興への協力を求めた。

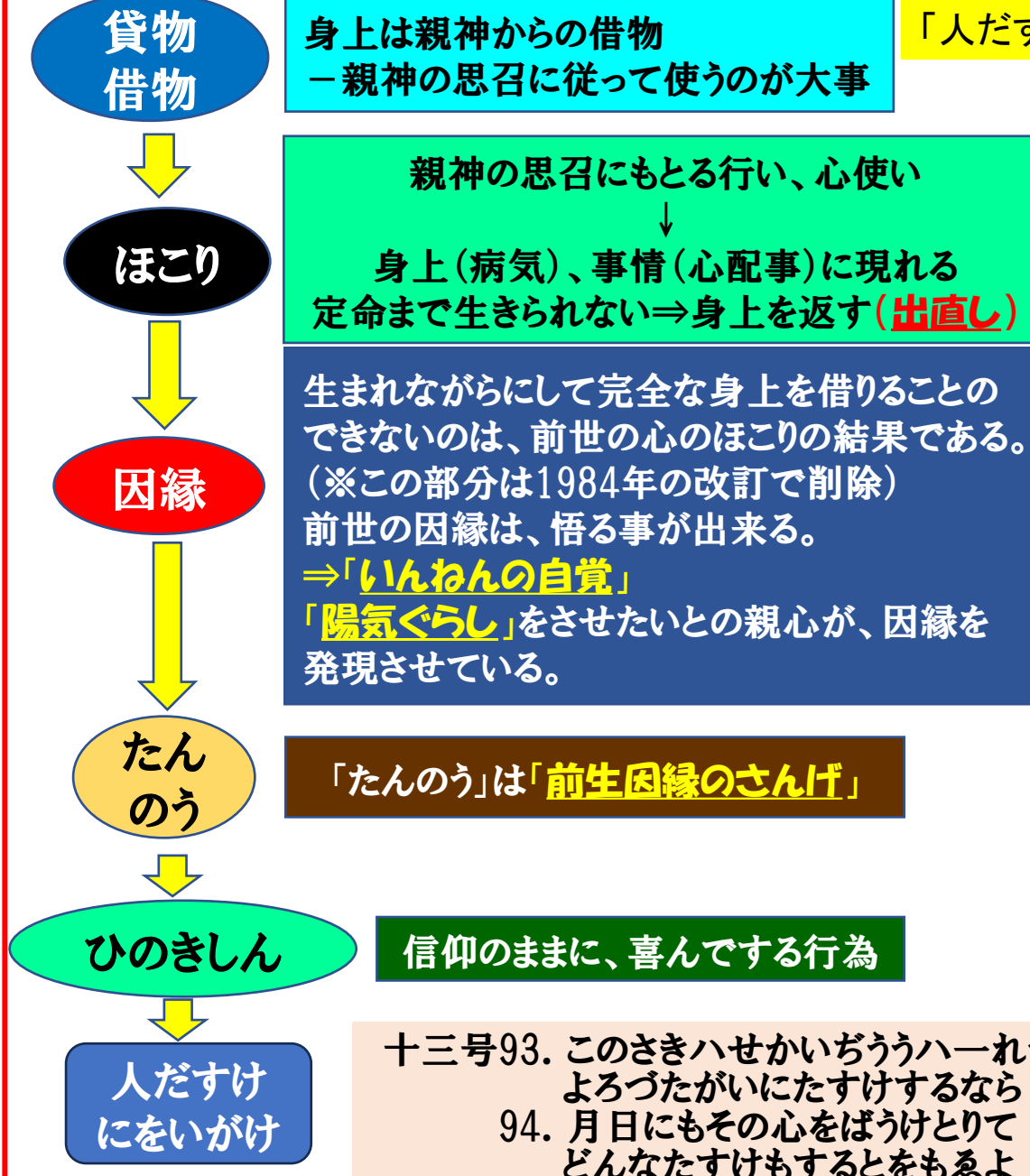
「貸物借物」、「前生の因縁」、「現世の因縁」

我々人間の靈魂と云ふものは神様の分霊を与へられたのであって我が物であり、又我が身体は神様から借り受けて居るものであるであります。従来我々はこの身体を我が物と思うて居ったのであります。然るに教祖は此の身体を我が物でもなく、父母の物でもなく、実に神様のものであって我々人間は神様からこれを拝借して居るのであると説かれたので、これを本教にては「貸物借物の理」と申して居ります。即ち神様から云ふ時は貸物、人間から云ふ時は借物であります。……然るに人間は神より与へられたる心の自由によって悪しき方に心をつかふが故に、多くの人間は何等かの疾病に罹り、禍害(わざわい)を受け、短命に終るのであります。而して其の悪しき心づかひと云ふことは、教祖は之を一つには前生の因縁二つには現世の因縁と説かれたので、其の第一の前生の因縁と云ふのは前生に於いて心に埃を積んで置いたのが原因となって、之を現世へ持ち越して来たので、去年手入れの悪しかった種子は、今年が発育が好くないと同じ道理で生れながらにして盲目であったり、跛であつたり、愚鈍であったりなどの遺伝よりするものは、皆此の理に由るものであると教へられて居ります。又緑児にして、道路に捨てられ、又貧賤の家に生るゝ如きも、此の前生の因縁です。而して第二の現世の因縁と云ふのは、十五才以来物心を知ってから我が心づかひと行ひとより生ずる罪科であります。而して此等の罪科を教祖は埃と云いひ、之を八ツに分けて説かれました。其の八ツの埃とは(一)ほしい(二)をしい(三)かはゆい(四)にくい(五)うらみ(六)はらだち(七)かうまん(八)よくであります。(『三教会同と天理教』P34. 1912)

『三教会同と天理教』 教理の構成



現行『天理教教典』第7章、第8章の構成



現在の『天理教教典』は『三教会同と天理教』をベースに「人だすけ」が追加された

◎『三教会同と天理教』と『天理教教典』は、構成、内容が非常によく似ていて、「因縁」と「ほこり」の位置が逆になっています。◎『天理教教典』にある「出直し」「いんねんの自覚」「前生因縁のさんげ」「陽気ぐらし」は『三教会同と天理教』では使われていません。この4つの用語は、『三教会同と天理教』が作られた明治45年以後に作られたと考えられます。

42～47 「わがみのためし」は小寒のこと

28から41のお歌を小寒のこととして解釈してきました。さらに、42から47も小寒のこととして解釈するとどうなるでしょうか。外冊のこの部分には「十八日」と書かれています。これは陰暦10月18日で、明治6年は、11月12月とまだ2ヵ月余あります。この間にめつらしいことを始める。小寒は亡くなった姉の替りに後妻として梶本へ行きました。これは「せかいなみ」のことです。それに対して教祖は「たすけ一ちよ」の道に進め、それは具体的にはおやしきに戻れということであり、それは「わがみのためしかかりたるうゑ」、小寒の意思にかかっている。次に45,46で教祖の「たすけ」の本質が示され、47でこの道に進むならば「人たすけたら」、「わがみたすかる」—小寒自身の悩み、教祖と世間(梶本や秀司)の板挟みの状態から抜け出せる。しかし、小寒は教祖の思いに添えず〔十一号36. にんげんハあさないものであるからに 月日ゆハれる事をそむいた〕、子を宿し、流産し、病に伏して後、おやしきに戻り、その死を迎えることになったのです。

42～47の一般的な解釈

42の「めつらし事」というのは、ここでは漠然とした話なので、具体的にはよく分からない。が、それは世界並みでないことであり、たすけにかかわっての、いままでにない出来事であることを意味されているのであろう。すると、それは当然のこととして、「つとめ」によって、ということが暗示されていると思われる。／ この個所の文脈だけでいうならば、わが身のためしをして、なるほどと、神のはたらきを見て、あるいは見せてたすけをすすめる、ということ。また、拝み祈祷や伺いを立てて、たすけをすすめるのではなく、神の話を諭し、それを聞いて、(心の入れ替えをして) たすけるがゆえに、珍しい事なのである、という意味になる。／ 拝み祈祷というのは、立教の機縁となった秀司先生の足痛から営まれた加持祈祷、寄加持なども指すが、あえて拝み祈祷でたすけるのではない、といわれた意味には、二つの場面が考えられる。／ その一は、何よりも、たすけ一条の道は、立教の舞台装置となった寄加持とはまったく別の、親神直々の啓示による教えであることをいわれた。当時、民衆の暮らしに深く根付いていた、さまざまな祈祷、憑きもの下ろしなどとは厳しく峻別されたということである。私たちの日々の歩みにおいて、ややもすると単なるご利益信仰、拝み信仰になっていないか、省みることが大切である。／ その二は、当時の明治政府の宗教政策がその背景にあったと考えられる。明治の初め、国家体制が形成されていく過程で、神仏混濬的な諸要素の払拭がはかられ、文明国としての体面から風俗俗信とみなされたものは徹底的に排除された。明治二年に風儀取締令、三年に売薬取締新令が公布され、五年には民間の祈祷禁止、六年には稲荷下げ等の所業の禁止。七年には祈祷禁厭をもって医薬を妨げるものの取締令が出されている。／ 奈良県においても、五年に「祈祷神降梓巫或ハト者墨色等種々ノ妄説ニ蠱惑(こわく)サレ」として、梓巫、修験道の祈祷、売卜、星運、人相、墨色、神降などが差し止められた。／ おやさまが世界たすけの上にお急きこみになった「つとめ」「さづけ」による救済行為が、これらのものと同類にみなされることに対してのおうたでもあろう。すなわち、「たすけ」は拝み祈祷ですすめるのではなく、神の話を聞いて、胸のうち、すなわち心の掃除をして、たすけていくのである、といわれた。(『おふでさきを学習する』P142) 23

42. ことしにハめつらし事をはじめかけ
いまゝでしらぬ事をするぞや
43. いまゝでハなによの事もせかいなみ
これからわかるむねのうちより
44. このたびハたすけ一ちよにかゝるのも
わがみのためしかかりたるうゑ
45. たすけでもをかみきとふでいくてなし
うかがいたてゝいくでなけれど
46. このところよろつの事をときゝかす
神いちじよでむねのうちより
47. わかるよふむねのうちよりしやんせよ
人たすけたらわがみたすかる

42. 「ことし」
は明治6年
か、7年か

42が書かれたのは外冊に「十八日」とあることから、陰暦十月十八日で、明治6年はまだ十一月、十二月と二ヵ月余残されています。『おふでさき通訳』は外冊の日付を根拠に明治6年説です。昭和3年の時点では、外冊の研究は行われていないので、「ことし＝明治6年」ということは分からなかった可能性があります。「現行版」も「昭和3年版」を踏襲しています。42の「ことし」の解釈も、昭和3年の註釈に縛られている例です。『おふでさきを学習する』は「ことし」の解釈をしていません。

中山正善著『外冊おふでさきの研究』の初出は、『日本文化』昭和12年10月発行の11号です。

42 外冊日付「十八日」 ことし—今年。陰暦明治6年。 —中略—

今年というのは陰暦で、明治六年を指す。珍しいことを初め掛けるとは、恐らく73-74、113-114に関連したことであって、このあとに詳しく述べられる。その話の前に、たすけ条について若干説明されている。（『おふでさき通訳』P79. 芹沢茂. 1981. 道友社）

「ことし」というのは明治七年と思われます。第三号の表紙には、明治七年一月よりと書いてあります。しかし、これは陽暦です。『おふでさき』本文の年月日は陰暦ですから、明治七年の一月というのは陰暦では、明治六年の十二月、あるいは十一月の可能性もあります。しかし、明治六年も残りわずかの時点で、「ことしにハ」とは、ちょっと言いにくい。ですから、これは陰暦でも明治七年だと思われます。（『おふでさき通解』P76. 上田嘉太郎. 2017. 道友社）

【現行版註釈】

四二、註 明治七年陰暦五月には、三昧田へかぐら面を迎えにお出でになり、又一般の人々ばかりでなく高山の人々にもこの教を知らしめたいと十月にはにをいがけのために、仲田、松尾兩名を大和神社に遣わされたその結果、神職とか官憲の注意をひく事になり陰暦十一月十五日に山村御殿へお出掛け下されたのを初めとして、その後しばしば圧迫をこうむったが、親神様は、これをお道の弘まる一つの道筋として、寧ろお望みになったのである。又、赤衣をお召し下されたのも、この年からである。（第五号五六、五七註参照）

【昭和3年版註釈】

四二、註 明治七年頃は此の道がまだ世間に充分了解されてみなかったもので、一般の人々ばかりでなく、高山の人々にも此の教を知らしめたいと思はれ、先方の注意を言らに向けるやう仲田、松尾両氏を大和神社に遣わされた。その結果神職とか官憲の注意を惹く事になり、その後屢々取調べや圧迫を蒙ったが、親神様は、これを匂ひがけと云はれ、お道の広がる一つの道筋として望まれたのである。詳細は第五号五六、五七註参照。

【昭和12年版註釈】

四二、註 明治七年六月には、三昧田へ神楽面を迎えにお出でになり、陰暦八月には仲田、松尾の兩名が神命によつて、大和神社に論戦に行った。そして之を切つかけとして、陰暦十一月十五日には教祖様躬ら数名の人々と共に、山村御殿へお出掛け下され、同じく十八日には、初めて赤衣を召し給うた。第五号五六、五七註参照。